

2019(令和元)年度事業計画

1. 基本方針

(1) 世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等に端を発して、景気減速するとの観測が高まってきています。我が国の経済・雇用の状況においても、この情勢を受けて、特にグローバルな事業展開を行う企業の先行きは不透明感な状況となっています。一方、少子高齢化等に伴う構造的な労働力需給バランスの不均衡な状態は継続すると思われます。

このような状況下で、将来も見据えた外国人労働者の拡大策が展開されるとともに、70歳までの雇用延長を視野に入れた高齢者のニーズに合致した働き方、女性の活躍推進の観点からの子育てとの両立を可能とする柔軟な雇用制度の工夫、雇用によらない働き方や副業・兼業による働き方、地方創生に向けた人材の移動等、雇用・労働に関する多くの課題を解決していくことが求められています。

(2) 職業安定法の改正に関しては、未施行となっていた労働法令違反企業等の求人不受理の取扱いについても2020年3月には施行され、改正法の全てが施行されることとなり、職業紹介事業者の改正法への対応が必要となります。また、職業紹介業務においても重要な位置付けである労働条件の部分と大きく関わる「働き方改革関連法」や、改正出入国管理法が国会で可決成立し、2019年度は各法令への対応が求められます。労働基準法等の改正が、直接的に職業安定法や職業紹介事業者のビジネスのやり方にどのような影響を与えるかについては、未だ明確になっていない部分もあり、今後も動向を注視していく必要があります。

(3) 人材紹介事業を取り巻く状況は変化も大きく、ここ数年間とは異なり、予測が難しい1年となることが見込まれます。このような状況下で、紹介事業者に対する社会的な役割と求人者・求職者双方からの期待は一層高まるものと思われます。関連する法改正の内容の正しい理解と業務の適正運営が必要であることはもとより、事業価値の更なる向上が重要となるとともに、さまざまな環境変化にいち早く適応していくことが求められます。

(4) 人材協としては、高い社会的評価を受ける事業者の育成に努めるべく、引き続き有効な諸施策を企画・実施します。同時に、諸活動の実施を通じて更なる会員の拡大と会員相互の交流促進に取り組みます。具体的には、法令等の動向に留意するとともに、労働・雇用を取り巻く諸課題についても検討を進めて参ります。引き続き、会員の皆様への適時適切な情報提供・広報活動、教育研修活動、各種支援活動を実施するとともに、ご相談・問合せ等に対して、的確かつ丁寧な対応に努めます。また、引き続き、多様化する人権課題への理解を深めるとともに、職業紹介事業者として適確な対応が実施できるよう支援活動を行います。

2. 事業計画

「人材協のあり方検討会」で策定した「社会から見た人材紹介業界の地位向上に努める」という人材協のミッションを施策へと具現化すべく、ホワイトカラーを中心とする人材紹介業界の地位・社会的評価の向上、会員のビジネスメリットの向上、会員拡大等に向けて、2019年度の事業計画を以下の通りとします。

(1) 対外的活動

- ①厚生労働省(本省および各地の労働局)、内閣府、地方公共団体、日本経団連、労働政策研究・研修機構、雇用問題に造詣の深い有識者等との情報交換・連携強化
- ②人材協が会員となっている人材サービス産業協議会(略称:JHR)への参画活動、全国民営職業紹介事業協会(略称:民紹協)をはじめとする人材サービス関連の他業界団体等との情報交換・連携強化
- ③人権啓発関連の諸会合に継続的に参画

(2) 協会内活動

- ①「業界としての品質向上・地位向上」と「会員の事業発展」に資する課題実現のための諸施策を継続実施
- ②理事会において、今後の労働市場政策のあり方について有識者からの意見聴取、人材紹介事業及び人材協と会員のあるべき方向性について継続論議・検討
- ③常任委員会、各専門委員会、各協議会等の活動を通じて、事業計画の企画・立案と、会員支援活動を実施
- ④各地区代表者の常任委員会・事業組織委員会への参画による、全国的な状況を踏まえた人材協の政策への反映とブロック会・地域活動の活性化と会員拡充、会員相互の情報交換・交流機会の拡充、会員推薦等による会員拡大活動への注力と新入会員への支援活動の実施
- ⑤会員および職業紹介事業者の品質向上に資する職業紹介責任者講習をはじめとする各種教育研修・セミナー等を継続開催、従事者講習及びe-learningを業界標準の講習として更に受講者拡大、新・人材紹介コンサルタント資格制度による資格者の創出促進
- ⑥相談事業の展開による、会員の事業相談等への適切な対応と相談事例の蓄積に基づく会員への啓発・支援活動の継続実施
- ⑦「人材協ニューズレター」・メールマガジン[JESRACLIP]等による、迅速・適切な情報提供と広報活動を継続・実施
- ⑧会員交流促進のための支援策強化の一環として、ホームページを一部リニューアル

3. 専門委員会等の活動計画

各専門委員会、協議会等での企画・検討を踏まえ、下記内容の活動を行います。

(1) 事業組織委員会

- ①各地区のブロック会等による会員相互の交流機会の拡充と会員拡大策を展開
 - ㊦東日本、北海道、中部、関西、中四国、九州の各地区でのブロック会継続開催
 - ㊧各地区代表者の委員就任により、各地区の活性化促進と人材協の事業計画に各地区の情勢をより一層反映
 - ㊨会員および会員の提携先企業の協力を得て、各ブロックの地域特性に応じた新入会員の入会促進策を企画・実施
- ②ビジネスモデルやバックグラウンド等を同じくする会員による課題の検討や情報交換を行う会合を引き続き展開し、相互交流と会員拡大策を展開
 - ㊦SK会:いわゆる資本系(人材ビジネス以外の事業が本業)グループ人材紹介会社の会
 - ㊧ロゼ会:東京地区の女性の人材紹介ビジネス従事者の会
 - ㊨九州女子会(JQJ):九州地区の女性の人材紹介ビジネス従事者の会
 - ㊩今後の飛躍を担う若手経営者の意見交換・交流のための会合を新たにスタート
- ③経営者の経営・事業運営面の支援策として「経営塾」を企画・実施
- ④ホームページによる会員の情報交流・支援策を強化(調査広報委員会と共同)

(2) 法制倫理委員会

- ①人権課題への継続的な取組みを実施
- ②安西法律事務所・木村恵子弁護士による「法務実務セミナー」を継続開催
- ③今後の人材紹介事業を取り巻く関連法制度の動向・あり方等について調査・研究

(3) 調査広報委員会

- ①ホームページの閲覧状況向上による広報活動強化策の検討・実施
- ②ホームページによる会員の情報交流・支援策を強化(事業組織委員会と共同)
- ③「人材協ニューズレター」、[JESRACLIP]等による適時・適確な情報提供の実施
- ④「業況調査」「大手3社紹介実績」の継続実施

(4) 教育研修委員会

- ①新・教育研修体系に基づく教育研修の拡充・継続的展開
 - ㊦職業紹介責任者講習:人材協が実施する教育研修事業の中心として位置付け、他実施機関の増加状況の中においても、受講者の拡大を図るべく、開催回数増や定員充足率の向上策を検討(東京地区23回、地方主要都市9回、計32回を計画)
 - ㊧アドバンスゼミ:職業紹介責任者の実践力向上を目指し、引き続き4コースを定例開催
 - ㊨関連労働法規シリーズ:既存講座の定例開催に加え、新講座の開催も計画
 - ㊩職業紹介従事者講習の定例開催と、e-learning版の更なる受講者拡大策の検討
 - ㊦研修講師派遣:会員等からの社内研修講師出講要請に応じ研修講師を派遣

- ②本年度から改定実施する新・人材紹介コンサルタント資格制度による資格取得者の大幅な拡大を図るとともに、来年度に向け、シニア資格制度の内容・運用策の改定内容の構築

(5)再就職支援協議会

- ①「指針(141号告示)」改正の趣旨を踏まえ、協議会として設定したガイドライン等の遵守と業界品質向上活動を継続実施
- ②幹事会メンバーを中心として業界の動向把握と会員相互の啓発活動を推進

(6)医療系紹介協議会

- ①業界の品質向上に向けた協議会設定のガイドラインに賛同する参加企業の拡充
- ②利用関係団体(病院関連団体、看護協会等)への理解促進のための広報活動の継続
- ③紹介事業従事者のレベル向上のための e-learning 等の教育研修の継続実施と、理解促進のためのツール活用
- ④協議会参加企業の交流機会(全体会・分科会)の定期的開催
- ⑤協議会幹事・実務者による定例会合を開催、業界のレベルアップに向けた活動を実施

(7)新卒紹介協議会

- ①幹事会・実務者会による活動方針・計画の策定
- ②全体会の開催を通じた情報交換・交流の促進
- ③協議会員の拡大に向けた活動の実施